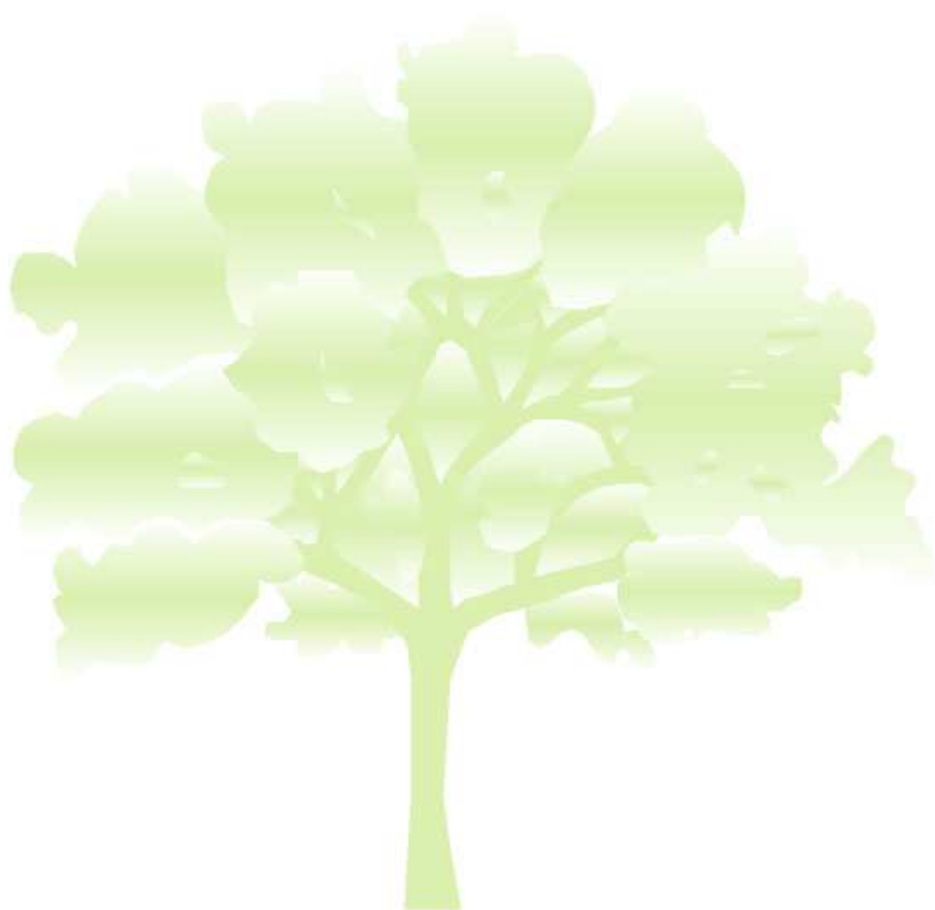




サクサグループ

グリーン調達ガイドライン



2016年10月 (Ver.2. 1)

サクサグループは、環境宣言「すべての事業分野において環境に配慮した事業活動を推進し、自然と調和した持続可能な社会の発展に貢献する。」を環境における基本理念として環境方針を定め、これに基づく環境活動を推進しております。

「環境に配慮した製品づくり」は、「環境に配慮した事業活動」「環境管理」とともに、環境方針に定めた環境活動の3つの柱のひとつであり、私たちに課せられた社会的な使命と考えています。

製品の環境配慮には、地球温暖化対策のための省エネルギー化、限りある資源を保護するための省資源化、廃棄物対策のためのリサイクル化等がありますが、中でも、有害物質対策は、製品の環境配慮のうち、昨今最も重要な事項となっており、欧州のRoHS指令・REACH規則をはじめとした規制への確実な対応は必須事項であります。

このような背景のもと、サクサグループがお客様に提供する商品が、環境に配慮され、有害物質規制に対応したものであるためには、サプライチェーンの上流にあたるお取引先様にグリーン調達の具体的な方針を示し、ご理解、ご協力を得る必要があります。

「サクサグループグリーン調達ガイドライン」には、環境に配慮した事業活動を実施されているお取引先様から、環境に配慮された物品を調達する、グリーン調達の基準および必須事項を示しております。

この運用により、グリーン調達を推進し、環境に配慮した製品づくりの実現を図ってまいりますので、お取引先様におかれましては、趣旨ご理解のうえ、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

目次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. お取引先様へのお願い事項	3
3.1 お取引先様に関する事項	3
3.2 調達品に関する事項	4
4. 運用方法	4
4.1 お取引先様についての調査	4
4.2 調達品についての調査等	4
4.3 ご回答内容についての変更	5
5. その他	5
5.1 グリーン調達ガイドラインの改訂等	5
5.2 ご提出いただいた資料、データ等の取扱い	5
5.3 環境配慮に関する改善のお願い	5
5.4 参照文書	5
5.5 改版履歴	5
別紙「製品含有化学物質管理基準」	6
a. 含有禁止物質	6
b. 含有管理物質	10
付表 物質群の詳細	11
様式「不含有保証書」	22

お問合せ： サクサ(株) 技術企画部 TEL: 042-772-0247 FAX: 042-772-8378
〒252-5221 神奈川県相模原市中央区宮下3-14-15
URL: <http://www.saxa.co.jp/>

サクサグループグリーン調達ガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、サクサグループが環境方針に基づき環境に配慮した製品づくりを実施するため、環境に配慮した事業活動を実施されているお取引先様から、環境に配慮された物品を調達する「グリーン調達」の考え方と運用について示すことを目的とします。

2. 適用範囲

サクサグループが販売する商品(※1)を構成する、完成品、半完成品、部品、材料、包装材(※2)および副資材(「調達品」という。)を納入するお取引先様および調達品について適用します。

・本ガイドラインにおいて、サクサグループとは、以下の各社とします。

サクサ(株)

サクサテクノ(株)

サクサプレシジョン(株)

(株)コアタック

サクサプロアシスト(株)

なお、サクサグループのお客様からのご要求やその他の事情により、本ガイドラインと異なる基準、要求事項を個別の仕様書等で提示する場合には、個別の基準、要求事項を優先されるようお願いいたします。

※1: 他社製品を一切加工することなく販売する場合は除きます。

※2: 製品と一体となってサクサグループの納入先に提供される段ボール、ポリ袋、PPテープ、梱包ラベル、緩衝材。ただし、輸送の便宜のために用いられるもの(例: ストレッチフィルム、バンド)およびサクサグループが回収するもの(例: 通箱、パレット)は除く。

3. お取引先様へのお願い事項

サクサグループは、環境に配慮した製品づくりのため、お取引先様に**以下の事項**についてのご協力をお願いいたします。

3. 1 お取引先様に関する事項

① 環境マネジメントシステムの構築、運用

ISO14001 環境マネジメントシステムの認証の取得またはこれに準じた環境負荷低減のための仕組みの構築、運用をお願いします。

環境負荷低減とは、調達品を含む、製品環境配慮設計活動(製品の省エネルギー化、省資源化、リサイクル容易化、廃棄物抑制)および事業活動における省エネルギー化、省資源化、廃棄物抑制、グリーン調達、**製造工程における有害物質使用禁止・抑制**※等です。

ISO14001 を取得していない場合は、上記を含む、環境に関する目標や課題を設定し、環境負荷低減活動をお願いします。

※ 製造工程における使用禁止物質

別紙「製品含有化学物質管理基準」a.含有禁止物質 No. 7 オゾン層破壊物質。ただし、HCFCは除きます。なお、分析・測定および商品開発等、納入品の製造工程以外、あるいは冷凍機、空調機での使用は、対象外とします。

② 製品含有化学物質管理システムの構築、運用

- ・製品含有化学物質管理システムの実施項目は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理-原則及び指針」によることを推奨します。
- ・製品含有化学物質管理システムの管理対象化学物質は、RoHS 指令6物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE))は必須とします。
- ・独立した仕組みでなくても、ISO9001 品質マネジメントシステム、ISO14001 環境マネジメントシステムの中に、製品含有化学物質管理に関する実施事項を組み入れて実施することも可能です。その際は、JIS Z 7201「製品含有化学物質管理-原則及び指針」を参照の上、実施項目との整合を図るようお願いいたします。

③ 製品含有化学物質に関する調査(管理状況調査、含有調査)へのご協力

本ガイドライン「4. 運用方法」に定めた調査へのご協力をお願いいたします。
特に、製品含有化学物質調査は、各種規制、お客様のご要望への適合を確認するための重要な調査です。
個別の製品、顧客対応等により、随時 製品含有化学物質調査を依頼させていただきますので、都度、速やかな対応をお願いいたします。

3. 2 調達品に関する事項

① サクサグループで定めた含有禁止物質の不含有

含有禁止物質および閾値レベル等は、別紙「製品含有化学物質管理基準」を参照願います。

② 含有禁止物質に関する不含有保証書のご提出

様式は、巻末の「不含有保証書」をご使用下さい。

③ サクサグループで定めた含有禁止物質、管理物質に関する含有データの管理と ご提供

※ 含有禁止物質、含有管理物質については、別紙「製品含有化学物質管理基準」を参照願います。

4. 運用方法

前項「3. お取引先様へのお願い事項」に記載したお願い事項に関し、お取引先様の環境配慮状況および調達品の製品含有化学物質含有状況の調査を行い、ご回答内容に基づき、調達先、調達品を決定します。

4. 1 お取引先様についての調査

「3. 1 お取引先様へのお願い事項」①、②への対応状況について調査を実施し、ご回答内容を調達先選定時の資料とします。

本調査は、お取引開始時および定期的に実施する取引先調査とあわせて実施します。

お取引先様におかれましては、サクサグループからお送りする調査票にご記入の上、指定の回答先へのご提出をお願いいたします。

なお、ご回答内容に関連する資料のご提出をお願いする場合があります。

4. 2 調達品についての調査等

① 製品含有化学物質の含有状況調査

サクサグループの管理対象化学物質の含有状況について 国内VT62474グリーン調達調査回答ツール(以下「調査シート」)により調査を実施します。

お取引先様におかれましては、サクサグループからお送りする「調査シート」にご記入の上、指定の回答先へのご提出をお願いいたします。

また、弊社取引先依頼により、JAMP AISでの調査依頼をさせて頂く場合があります。

② 不含有保証書のご提出

含有禁止物質については、「不含有保証書」のご提出もあわせてお願いします。様式「不含有保証書」にご記入、捺印のうえご提出願います。不含有保証書は、お取引先様企業による保証として扱わせていただきます。

4. 3 ご回答内容についての変更

上記4. 1および4. 2にてご提出いただいた内容のうち、製品含有化学物質管理に影響を及ぼす可能性のある要素(4M等)に変更が生じた場合は、速やかに再提出をお願いいたします。

5. その他

5. 1 グリーン調達ガイドラインの改訂等

本ガイドラインは、国内外の規制の変化、社会情勢、新たな知見等により改訂します。改訂が生じるまたは生じた場合は、速やかに連絡申し上げます。

5. 2 ご提出資料、データ等の取扱い

ご提出いただいた資料、データ等は、サクサグループの責任において管理いたします。

5. 3 環境配慮に関する改善のお願い

ご回答内容や納入状況等により、改善をお願いする場合があります。

お取引先様におかれましては、グリーン調達の趣旨をご理解の上、ご協力 ならびに積極的な環境配慮改善活動の推進をお願いします。

5. 4 参照文書

本ガイドラインの内容の解釈については、下記資料を参照願います。

①JIS Z 7201:製品含有化学物質管理-原則と指針

②国内VT62474発行 (<http://vt62474.jp/>)

・調査回答ツール

・製品含有化学物質調査・回答マニュアル

・調査回答ツール操作マニュアル

③アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行 (<http://www.jamp-info.com/>)

・AIS

・管理対象物質リスト

5. 5 改版履歴

年月	版数	改訂内容
2009.4	Ver.1	制定
2014.1	Ver.2	JGPSSIの解消に伴う変更及び、管理物質をIEC基準に変更。
2016.10	Ver.2. 1	サクサグループ適用範囲と問合せ先の修正

【別紙「製品含有化学物質管理基準」】

サクサグループでは、調査対象の化学物質について、次のとおりランク付けし、管理します。

a.含有禁止物質： 調達品への含有を禁止する物質。ただし、「閾値レベル」参照のこと。

b.含有管理物質： 調達品への含有について報告対象とする物質。

a. 含有禁止物質

No.	化学物質群	主な法規制	閾値レベル等	使用例
1	アスベスト類	・REACH規則(Annex X VII)	・意図的添加禁止	ブレーキライニングパッド、絶縁体、充填材、研磨剤、顔料、塗料、タルク、断熱材
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	・REACH規則(Annex X VII)	・意図的添加禁止	顔料、染料、着色料
3	カドミウム/カドミウム化合物	・RoHS指令 (除外用途は表a-1参照)	・均質材料中のカドミウムの0.01重量%(100ppm)	顔料、耐食表面処理、電気および電子材料、光学材料、安定剤、めっき、樹脂用顔料、蛍光灯、電極、はんだ、電気接点、接点、亜鉛めっき、PVC 用安定剤
		・EU包装材指令94/62EC	・詳細は*1参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
		・EU電池指令(2006/66/EC)	・詳細は*2参照	ニッカド電池
4	六価クロム化合物	・RoHS指令 (除外用途は表a-1参照)	・均質材料中の六価クロムの0.1重量%(1,000ppm)	顔料、塗料、インク、触媒、めっき、耐食表面処理、染料
		・EU包装材指令94/62EC	・詳細は*1参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
5	鉛/鉛化合物	・RoHS指令 (除外用途は表a-1参照)	・均質材料中の鉛の0.1重量%(1,000ppm)	ゴム硬化剤、顔料、塗装、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池材料、快削合金材料、光学材料、X線遮蔽、電気はんだ材料、メカはんだ材料、ゴム加硫剤、強誘電体材料、樹脂安定剤、メッキ材料、合金成分、樹脂添加剤
		・米国/カリフォルニア州プロホ ^o ジション65	・ケーブルやコード(熱硬化性/熱可塑性被覆)の表面被覆中の鉛の0.03重量%(300ppm)	顔料、塗料、プラスチック安定剤、着色料
		・EU包装材指令94/62EC	・詳細は*1参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
6	水銀/水銀化合物	・RoHS指令 (除外用途は表a-1参照)	・意図的添加または均質材料中の水銀の0.1重量%(1,000ppm)	蛍光灯、電気接点材料、顔料、耐食剤、スイッチ類、高効率発光体、抗菌処理
		・EU包装材指令94/62EC	・詳細は*1参照	顔料、塗装、PVCの安定剤
		・EU電池指令(2006/66/EC)	・詳細は*2参照	酸化銀ボタン電池、アルカリ電池、マンガン電池
7	オゾン層破壊物質	・モントリオール議定書	・意図的添加	冷媒、発泡剤、消化剤、洗浄剤
8	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	・RoHS指令	・均質材料の0.1重量%(1,000ppm)	難燃剤

No.	化学物質群	主な法規制	閾値レベル等	使用例
9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	・RoHS指令	・意図的添加または均質材料の0.1重量% (1,000ppm)	難燃剤
10	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)およびポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	・REACH規則 (Annex X VII)	・意図的添加	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液、可塑剤、難燃剤、電線やケーブルの被覆材、誘電シール剤
11	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子数が3以上)	・化審法	・意図的添加	潤滑油、塗料、プラスチック安定剤 (電気的特性、耐炎性、耐水性)、電気絶縁媒体、難燃剤
12	放射性物質	・EU-D 96/29/Euratom; 核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する日本の法、1986年放射線障害防止法(日本);米国 NRC	・意図的添加	光学特性(トリウム)、測定装置、ゲージ類、検出器
13	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	・REACH規則 (Annex X VII)	・意図的添加または製品の0.1重量% (1,000ppm)	PVC用可塑剤、難燃剤
14	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT))	・化審法	・意図的添加	安定剤、酸化防止剤、防菌・防カビ剤、防汚剤、塗料、顔料
15	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	・化審法	・意図的添加	防腐剤、防かび剤、塗料、顔料、耐汚染剤、冷媒、発泡剤、消火剤、洗浄剤

- * 1. 包装を構成する各材料(インキ、樹脂、塗料等)毎で、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの4重金属総量で100 ppm未満とすること。
- * 2. 電池については、カドミウムの閾値は20ppm、水銀の閾値はボタン電池で20000ppm、その他の電池は5ppmとする。濃度計算の分母は電池総重量とする。

表a-1 除外用途 (RoHS指令除外用途による。)

物質名	No	除外用途	適用期限
カドミウム／ カドミウム 化合物	8(b)	電気接点中のカドミウムおよびその化合物	
	13(b)	フィルターガラス反射率標準に使用されるガラス中のカドミウム	
	21	ホウケイ酸ガラス用の印刷インクのカドミウム	
	30	100dB以上の音声出力のハイパワーラウドスピーカーに使用されるトランスデューサー中のボイスコイルに直接電氣的に設置されるコンデューサーをジョイントするための電氣的および機械的はんだとしてのカドミウム合金	
	38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	
	39	イルミネーションまたはディスプレイ・システム用途の色変換Ⅱ-VI族化合物半導体LED(発光領域mm2あたりのカドミウム<10 μg)に含まれるカドミウム	2014年 7月1日廃止
六価クロム 化合物	9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム 0.75wt%以下	
鉛／鉛化合物	5(a)	陰極線管のガラスの中に含まれる鉛	
	5(b)	蛍光管のガラス中の鉛 0.2wt%以下	
	6(a)	合金成分として、機械加工用の鋼材および亜鉛めっき鋼材に含まれる鉛 0.35wt%以下	
	6(b)	合金成分として、アルミ材に含まれる鉛 0.4wt%以下	
	6(c)	銅合金に含まれる鉛 4wt%以下	
	7(a)	高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)	
	7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレキシシステム、信号切り替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	
	7(c)-Ⅰ	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例 圧電素子)もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	
	7(c)-Ⅱ	AC125VあるいはDC250V以上の電圧用のキャパシター中の誘電セラミックスに含まれる鉛	
	7(c)-Ⅳ	集積回路、ディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	
	9b	冷媒管用のベアリング・シェル及びプッシュに含まれる鉛・・・暖房用、換気用、空調用及び冷凍冷蔵(HVACR)機器のコンプレッサーを含む	
	13(a)	光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛	
	13(b)	フィルタガラスまたは反射標準物質用のガラス中に含まれる鉛	
	15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	
	17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	
	18(b)	BSP(BaSi2O5:Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比1%以下の鉛)	
	21	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛	
	24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用のはんだに含まれる鉛	
	25	構造要素に用いられる表面伝導子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛。特にシールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	
	29	理事会指令69/493/EECの附属書I(カテゴリー1、2、3および4)定義されたクリスタルガラスに含まれる鉛	
	31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(例えば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛	
	32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウィンドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	
	33	電力変圧器用の直径100ミクロン以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	
	34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	
37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛		
水銀／ 水銀化合物	1	電球形および(コンパクト)小型蛍光ランプであって水銀含有量が1本当たり以下の量を超えないもの	
	1(a)	一般照明用途 30W未満:2.5mg	
	1(b)	一般照明用途 30W以上50W未満:3.5mg	
	1(c)	一般照明用途 50W以上150W未満:5mg	
	1(d)	一般照明用途 150W以上:15mg	
	1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径17mm以下:7mg	
	1(f)	特殊用途用:5mg	
	2(a)	一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が以下の量を超えないもの	

2(a)(1)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm未満(例T2) : 4mg	
2(a)(2)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm以上17mm以下(例T5) : 3mg	
2(a)(3)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径17mm超28mm以下(例T8) : 3.5mg	
2(a)(4)	3波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径28mm超(例T12) : 3.5mg	
2(a)(5)	3波長形蛍光体を使用した長寿命(25000時間以上)のランプ : 5mg	
2(b)	その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が以下の量を超えないもの	
2(b)(2)	直管蛍光ランプ以外のハロゲン酸蛍光体を使用したランプ(径の規程なし) : 15mg	2016年 4月13日廃止
2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の3波長形蛍光体を使用したランプ径17mm超(例T9) : 15mg	
2(b)(4)	その他の一般照明用途及び特殊用途(例 電磁誘導灯) : 15mg	
3	特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(C CFL及びEEFL)であって水銀含有量がランプ当たり以下の量を超えないもの	
3(a)	短尺ランプ(500mm以下) : 3.5mg	
3(b)	中尺ランプ(500mm超かつ1500mm以下) : 5mg	
3(c)	長尺ランプ(1500mm超) : 13mg	
4(a)	その他の低圧放電管ランプであってランプ当たりの水銀含有量が15mgを超えない	
4(b)	平均演色評価数が60を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀含有量が1本当たり、以下の量を超えないもの	
4(b)-I	155W以下 : 25mg	
4(b)-II	155W超405W以下 : 30mg	
4(b)-III	405W超 : 40mg	
4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀含有量が1本当たり以下の量を超えないもの	
4(c)-I	155W以下 : 30mg	
4(c)-II	155W超405W以下 : 40mg	
4(c)-III	405W超 : 40mg	
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	2015年 4月13日廃止
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	
4(f)	本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀	

b.含有管理物質

No.	化学物質群	主な法令または工業基準/合意例	使用例	閾値(報告レベル)
1	ニッケル	REACH規則 (Annex X VII)	ステンレス鋼、めっき:長時間皮膚接触の適用例:ヘッドホーン	長期間皮膚に接触する用途で意図的添加がある場合
2	ジブチルスズ化合物(DBT)	REACH規則 (Annex X VII)	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	スズ元素として、材料中の0.1重量%(1,000ppm)
3	ジオクチルスズ化合物	REACH規則 (Annex X VII)	PVC用安定剤、シリコン樹脂およびウレタン樹脂用の硬化触媒	スズ元素として、材料中の0.1重量%(1,000ppm)
4	酸化ベリリウム	DIGITALEUROPE/ CECED/AeA/EERA ガイダンス	セラミックス	製品の0.1重量%(1,000ppm)
5	臭素系難燃剤 (PBB類またはPBDE類を除く)	JS709 IPC-4101及び IEC61249-2-21	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤、積層プリント配線板	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1重量%(1,000ppm) 積層板の臭素の含有合計で0.09重量%(900ppm)
6	塩素系難燃剤	JS709 IPC-4101及び IEC61249-2-21	ハウジング、コネクタ、パッケージモールドの封止剤中の難燃剤、積層プリント配線板	プラスチック材料の臭素の含有合計で0.1重量%(1,000ppm) 積層板の臭素の含有合計で0.09重量%(900ppm)
7	過塩素酸塩	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法2003	コインセル電池	製品の0.0000006重量%(0.006ppm)
8	パーフルオロオクタン スルホン酸塩(PFOS)	欧州委員会規則 No.757/2010 化審法	フィルムとプラスチックの帯電防止剤	意図的添加または材料中の0.1重量%(1,000ppm)
9	フッ素系温室効果ガス (HFC、PFO、SF6)	EU規制 No.842/2006	冷媒、吹き付け剤、消化剤、洗浄剤、絶縁材、苛性ガス	意図的添加
10	ポリ塩化ビニル(PVC)および PVCコポリマー	JS709	絶縁材、耐薬品性、OHPフィルム、シース材	プラスチック材料の塩素の含有合計で0.1重量%(1,000ppm)
11	ホルムアルデヒド	米国/カリフォルニア CARB規制	ステレオキャビネット、キオスク囲い	意図的添加
12	2-(2H-1,2,3-ヘンソ ^ト トリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法	接着剤、塗料、印刷インク、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシール用充填材	意図的添加
13	フタル酸エステル類 グループ1 (BBP、DBP、DEHP)	REACH規則 (Annex X VII)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	可塑化した材料の0.1重量%(1,000ppm)
14	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP、DINP、DNDP)	REACH規則 (Annex X VII)	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤	可塑化した材料の0.1重量%(1,000ppm)
15	ジメチルフマレート (フタル酸ジメチル)	欧州委員会決定 2009/251/EC	殺虫剤、リクライニング、マッサージチェアを含む電子式レザーシートの防かび処理	材料中の0.00001重量%(0.1ppm)
16	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	米国カリフォルニア州 プロポジション65 (警告ラベル要件)	ケーブルの可塑剤	意図的添加
17	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	米国カリフォルニア州 プロポジション65 (警告ラベル要件)	ケーブルの可塑剤	意図的添加
18	IEC62474特定のREACH規則のSVHC(高懸念物質)対象物質	REACH規則	—	製品の0.1重量%(1,000ppm)

【様式「不含有保証書」】

[宛先] サクサ株式会社

含有禁止物質の不含有保証書

回答日 年 月 日

取引先ご記入欄

社名
 部署名
 責任者氏名
 担当者氏名
 担当者E-mailアドレス
 担当者電話番号
 担当者Fax番号

社印または責任者印

【不含有宣言】

表2に示す製品／部品は、表1の「含有禁止物質」を閾値レベル以上に含有していないことを保証します。
 ただし、RoHS指令除外用途に該当するものは除きます。

表1 含有禁止物質

No	化学物質群	閾値レベル	No	化学物質群	閾値レベル
1	アスベスト類	意図的添加	9	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm
2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	意図的添加	10	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)およびポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	意図的添加
3	カドミウム／カドミウム化合物	100ppm (※1,2)	11	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	意図的添加
4	六価クロム化合物	1000ppm (※1)	12	放射性物質	意図的添加
5	鉛／鉛化合物	1000ppm (※1,3)	13	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数10~13)	意図的添加
6	水銀／水銀化合物	1000ppm (※1,3)	14	三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT))	意図的添加
7	オゾン層破壊物質	意図的添加	15	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	意図的添加
8	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm			

- ※1. 包装を構成する各材料(インキ、樹脂、塗料等)毎で、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの4重金属総量で100 ppm未満とすること。【米国州の包装材重金属規制、EU包装材指令94/62EC】
 2. 電池については、カドミウムの閾値は20ppm、水銀の閾値はボタン電池で20000ppm、その他の電池は5ppmとする。濃度計算の分母は電池総重量とする。【EU電池池指(2006/66/E)】
 3. ケーブルやコード(熱硬化性/熱可塑性被覆)の表面被覆中の鉛の0.03重量%(300ppm)【米国/カリフォルニア州プロポジション65】

表2 製品／部品リスト

No.	製品／部品の番号	製品／部品の名称	備考

(2014.1.(Ver.2))